

～ 制度調査部情報～

2006年7月31日 全4頁

ストック・オプション、 付与時は非課税

制度調査部
吉井 一洋

付与時の取得価額は0

【要約】

2006年5月1日以後に付与するストック・オプションから費用計上を開始した。

ストック・オプションについては、会社法で多様な発行方法を認めたこともあり、税務上の取扱いがかえって不明瞭となった。付与の際に付与対象者に課税されるかどうかも明らかでなかった。

しかし、最近の税務当局の解説によれば、付与時には課税は行なわず、権利行使時に課税（税制適格の場合は権利行使時も課税繰延）される旨が明らかにされた。

1. 従来 の 取 扱 い

従来、ストック・オプションについては、税制適格の場合も税制非適格の場合も、付与時においては付与対象者は非課税とされていた。市場において売買される新株予約権を無償あるいはその時価よりも低い価格で付与された場合は、時価あるいは時価と取得の際に払い込んだ価格との差額に対して付与時に課税される。しかし、ストック・オプションのように譲渡が禁止されている新株予約権を与えられた場合は、付与時ではなく、権利行使時に課税することとされている。

改正前の所得税法施行令第84条では、その場合の課税対象金額は、以下によることとされていた。

$$\text{課税対象金額} = \text{権利行使により取得した新株の発行価額等} \\ - \text{株式の権利行使日の時価}$$

新株の発行価額等とは、新株予約権の発行価額と権利行使価額の合計を指す。権利行使により自己株式の移転を受けた場合は新株予約権の発行価額と株式の譲渡価額の合計を指す。ストック・オプションは、旧商法では、株式を時価よりも有利な価格で取得できる権利を無償で付与するものと位置づけられ、新株予約権の有利発行として、付与に当たっては株主総会の特別決議が必要とされていた。即ち、ストック・オプションの場合は、新株予約権の発行価額は0であり、株式の時価と権利行使価額その差額が、権利行使時の課税対象金額となった。

2. 会社法上の取扱いと改正税法

(1) 会社法上の取扱い（決議方法）

会社法では、ストック・オプションの発行方法がつぎのように多様化している。 1

ア．払込金額を新株予約権の公正価額と同額に定めた上で、払込期日を定めずに、新株予約権を発行して、その行使期間の初日の前日までに、払込義務と役員 2 の会社への報酬請求権を相殺する方法（報酬債権との相殺による有償発行）

イ．払込金額を新株予約権の公正価額よりも低額に定めた上で、払込期日を定めずに、新株予約権を発行し、その行使期間の初日の前日までに、払込義務と役員 2 の会社への報酬請求権を相殺する方法

ウ．払込みを要しないこととして、新株予約権を発行する方法（無償発行）

- 1 上記の分類はダイヤモンド社「新・会社法 100 問（会社法立案担当者の会）」327 ページによる。
- 2 原文では「役員」

ア、イの場合、有利発行に該当しなければ、取締役会の決議で発行が可能であると考えられる。ウの場合は、通常は有利発行に該当し、従来どおり株主総会の特別決議が必要になるとと思われる。

(2) 権利行使時の取扱いと付与時の課税

改正後の所得税法施行令第 84 条第 4 項では、この会社法の制定・施行を受け、以下の決議に基づき発行された新株予約権(その新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件もしくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る)については、その権利行使の際の経済的利益について、次のように計算することとしている。

決議方法

会社法第 238 条第 2 項に基づく株主総会決議
 239 条第 1 項により株主総会から募集事項の決定を委任された取締役会の決議
 会社法第 240 条第 1 項に基づく取締役会の決議

課税対象金額

$$\text{課税対象金額} = \text{権利行使により取得した株式の権利行使日の時価} - \text{新株予約権の取得価額と権利行使価額の合計額}$$

対象となる新株予約権は、の決議方法により発行されたもので、「その新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件もしくは金額であることとされるもの又は役務の提供その他の行為による対価の全部若しくは一部であることとされるものに限る」とされている。有利発行の場合も、役務の提供等の対価として付与される場合も対象としており、(1)の会社法による発行方法ア～ウを全て含むものと思われる。

問題となるのは、権利行使時の株価から控除する金額に「新株予約権の取得価額」が含まれている点である。権利行使時に「新株予約権の取得価額」を控除するということは、それまでに付与対象者が「新株予約権の取得価額」を計上している必要がある。その場合、次の点が問題となる。

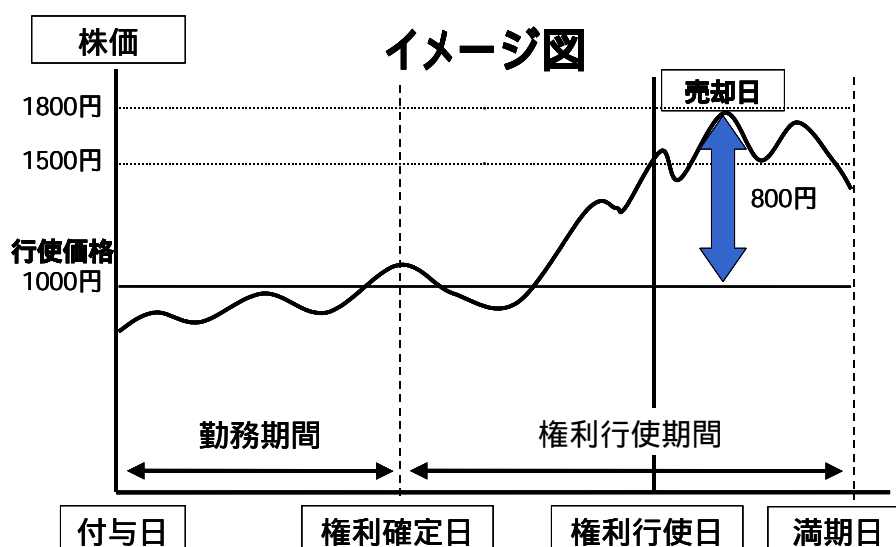
- ストック・オプションを報酬債権との相殺による有償発行としている場合(ア、イの場合)
 - …付与対象者は新株予約権の取得価額を役務の提供に併せて計上していく必要がある。
 - 報酬債権が発生しているのであれば、その発生段階での課税が問題となる。
- ストック・オプションを無償で株主総会の特別決議により発行する場合(ウの場合)
 - …付与時にストック・オプションの時価相当額が課税されるのかが問題となる。

この点について、税務当局の最近の解説(「改正税法のすべて 平成 18 年度版(大蔵財務協会)」)では、「譲渡が禁止されていること等により付与時に課税がなされない新株予約権については、権利行使によらなければ経済的利益を享受できない」ことから、その場合、上記の「新株予約権の取得価額はない」ことを明らかにしている。

即ち、ストック・オプションについては、従来と同様の取扱い(即ち付与時非課税、権利行使時課税)とされる旨が示されている。

(3) 税制適格の範囲

ストック・オプションには税制適格のもの、税制非適格のものがある。



行使価格 1,000 円のストック・オプションのイメージを示すと上の図のようになる。
 株価が 1,500 円の時に権利行使すると、1,500 円の株式を 1,000 円で取得することができる。
 その後 1,800 円になった時に売却すると、800 円 (= 1,800 円 - 1,000 円) の利益を得ることができる。

税制適格の場合は、権利行使時の株価と行使価格の差額 500 円は非課税で、取得株式を売却した時の差益 800 円が株式譲渡益として申告分離課税の対象となる。

一方、税制非適格の場合は、権利行使時に差額の 500 円が給与等として総合課税(給与の場合は源泉徴収有り)され、権利行使時の株価 1,500 円と売却時の株価 1,800 円との差額の 300 円が株式譲渡益として申告分離課税の対象となる。

	税制適格	税制非適格
付与日	非課税	非課税
権利行使時	非課税	課税(給与等) 500 円
取得株式の売却時	申告分離課税 800 円	申告分離課税 300 円

税制適格となるための要件の概略は次のページのとおりである。2006 年度税制改正により、2006 年 5 月 1 日以後の付与決議に基づき付与されるストック・オプション³から、委員会設置会社の執行役員も、税制適格ストック・オプションの付与対象者に加わった。

- 3 2006 年 5 月 1 日より前に行なわれた付与決議に基づき付与された税制適格ストック・オプションでも、同日より前に権利行使をされたもの以外は、執行役員を対象とすることができる。

特例の対象となりうるストック・オプションには、会社法の制定に伴い、以下の決議により「金銭の払込み(金銭以外の資産の給付を含む)」をさせないで発行されたストック・オプションが追加された。(2006 年 5 月 1 日以後の付与決議により付与されるものから適用)

会社法第 238 条第 2 項に基づく株主総会決議

239 条第 1 項により株主総会から募集事項の決定を委任された取締役会の決議

会社法第 240 条第 1 項に基づく取締役会の決議

逆に言えば、「金銭の払込み（金銭以外の資産の給付を含む）」により発行されたストック・オプションは税制非適格ということになる。この「金銭の払込み（金銭以外の資産の給付を含む）」により発行されたストック・オプションに、(1)会社法上の取扱い（決議方法）のア、イの発行方法によるストック・オプションが含まれるか否かが問題となっていた。もし含まれた場合は、ウの無償発行（通常は特別決議）による場合しか、税制適格ストック・オプションには該当しないことになるからである。

この点について、税務当局の最近の解説（「改正税法のすべて 平成 18 年度版（大蔵財務協会）」）では、の会社法第 239 条第 1 項の決議により発行されるストック・オプションに「役務の提供の対価として発行される新株予約権のように金銭の払込みを要しないこととすることがその者に特に有利な条件・金額でないとき」も含まれる旨が示されている。 4

即ち、(1)会社法上の取扱い（決議方法）のウの無償発行（通常は特別決議）だけでなく、ア、イの報酬債権との相殺による有償発行等の方法による場合も税制適格のストック・オプションの対象となりうる旨を示しているものと思われる。 4

- 4 一般的に、(1)会社法上の取扱いア、イによる場合は、通常の有償発行として取締役会の決議（ただし、付与対象者が取締役・監査役の場合は報酬として株主総会の決議が必要）、無償発行の場合は株主総会の特別決議によることが想定されている。ただし、ア、イが有利発行に該当したとしても、の会社法第 238 条第 2 項に基づく株主総会決議に基づく場合に含まれるものと思われる。

税制適格となるための主な要件

付与対象者	自社（または 50% 超子会社）の取締役、執行役または使用人
付与契約要件	株主総会決議～権利行使期間開始日 少なくとも 2 年間あける(待機期間) 年間権利行使価額が 1,200 万円以下 権利行使価額が契約締結時の時価以上 商法（会社法）上の決議事項に反しない 権利行使期間 株主総会の付与決議より 10 年以内 譲渡制限あり